

令和7年4月1日



貝塚市

総合政策部 魅力づくり推進課
広報・シティプロモーション担当
藤木・遠藤
TEL:072-433-7059
FAX:072-433-7233

職員の懲戒処分について

令和7年3月31日付で、下記の通り懲戒処分をいたしましたのでご報告いたします。

記

1. 事案概要

①令和5年度単価契約工事担当者として、公共工事の進捗管理が不十分であったことから、当初の工期期間の変更の必要性が生じた際、上司への報告、相談及び決裁を経ず、自らの判断のみで事業者へ工期期間の変更を指示した。また、当該変更したことを隠蔽するため、事業者へ工期期間の指示書の改ざんを指示するとともに、当初の決裁文書に添付していた指示書写しの差し替えを行った。また、当該職員については令和6年2月19日から同年10月19日までの病気を理由による分限休職中において、飲酒や旅行を複数回行い、治療に専念していなかった。

【被処分者の所属、役職及び年齢、処分内容】

都市整備部 道路整備課（26歳） 令和7年3月31日付 停職6月
都市整備部 道路整備課長（55歳） 令和7年3月31日付 戒告

②令和6年12月31日まで病気を理由による分限休職を受けていたが令和7年1月1日以降診断書の提出が無く、診断書の提出指示及び人事課による面談に応じるよう連絡するも応答がなく、正当な理由なくこの間勤務を欠いた。

【被処分者の所属、役職及び年齢、処分内容】

子ども部 津田認定こども園 保育教諭（26歳） 令和7年3月31日付 免職

③令和6年8月から9月までの約2ヵ月間、通勤手段が自転車であったにもかかわらず、通勤届の変更をせずに自家用車で通勤し、その車を市役所来庁者用駐車場に停め、駐車料金の支払いを免れるために、勤務時間中に離席し車を出入庫していた。また、出入庫の際には、貝塚市役所敷地内において進行方向を逆走する危険運転をしていた。

【被処分者の所属、役職及び年齢、処分内容】

都市整備部 農林課（26歳） 令和7年3月31日付 減給1/10（3ヵ月）

2. 再発防止について

今後このような問題を起こさないよう事務処理方法の見直しを行うなど再発防止に努めてまいります。また、法令順守について全庁的に周知を行うなど服務規律の確保を図ってまいります。

問合せ先 総務部 人事課
TEL 072-433-7326
担当：奥野・古川